

第145回東京都自然環境保全審議会

速 記 録

2020年9月3日（木）

都庁第二本庁舎 1 階 二庁ホール

(午後 2 時 0 0 分開会)

○関計画課長 お待たせいたしました。

それでは、定刻となりましたので、これより第145回「東京都自然環境保全審議会」を始めさせていただきます。本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私は当審議会の事務局を務めます、環境局自然環境部計画課長の関でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

3月以降、審議会の開催を見合わせてまいりましたが、先月より部会を開催させていただいており、本日、本審議会を開催させていただくことになりました。

本日は新型コロナウイルス感染症防止対策に十分配慮しながら開催をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、会議に先立ちまして、新たに本審議会の委員に御就任いただいた方を、事務局より御紹介をさせていただきます。

お手元の紙で座席表をお配りさせていただいております。座席表の裏面を御参照ください。第24期委員名簿に星印で記載をさせていただいております。事務局から御紹介をさせていただきます。

師岡伸公委員でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それから、事務局におきましては7月13日付で環境局長の人事異動がございましたので、委員の皆様にご紹介をさせていただきます。

新しく環境局長に就任いたしました栗岡でございます。

○栗岡環境局長 7月13日付で環境局長に就任いたしました栗岡でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、また足元の悪いところ、新型コロナウイルス感染症が治まらないところで、多くの委員の先生方に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

第145回の「東京都自然環境保全審議会」の開催に当たりまして、一言御挨拶させていただきます。

東京都は奥多摩の山地から丘陵地、大地、平地、東京湾を経まして小笠原諸島に至るまでの地形上に多様で豊かな自然が広がっております。こうした自然豊かで多様な生き物と共生できる都市環境を次世代に継承するため、生物多様性に配慮した緑化の推進、開発許可制

度による緑地の確保、多摩の森林再生等の取組によりまして、生物多様性の保全と緑の創出を進めてございます。

また、東京都では国が今後、「生物多様性国家戦略」を改定するのに合わせまして、東京の生物多様性に関わる中長期的な総合計画でございます「生物多様性地域戦略」について、改定を進めているところでございます。

本審議会では、東京の自然の保護と回復に関する重要な事項について御審議いただきます。

本日の審議内容は後ほど説明がございしますが、温泉の許可や保全地域の指定に関するものでございしますが、皆様にはこれまでの御経験などを踏まえまして、幅広い視点から御意見を賜りたいと考えてございます。

引き続き、御指導、御鞭撻のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○関計画課長 続きまして、今年の4月の人事異動で着任をした事務局の職員を御紹介させていただきます。

環境局自然環境部計画課緑施策推進担当課長、緑化募金担当課長兼務の青山でございます。

同じく、計画課森林再生担当課長の佐藤でございます。

緑環境課自然公園担当課長の三浦でございます。

水環境課長の清野でございます。

多摩環境事務所長の木村でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、会議の定足数について御報告をいたします。

本日現在の審議会委員及び臨時委員の総数は、38名でございます。ただいまの出席者数は32名でございまして、過半数の委員の御出席をいただいておりますので、東京都自然環境保全審議会規則第5条第1項により会議が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、田中会長、審議会の開会をお願いいたします。

○田中会長 分かりました。

それでは、ただいまから第145回「東京都自然環境保全審議会」を開会いたします。

本日は、傍聴を希望される方がおります。審議会運営要領第6により、この会議は公開となっておりますので、傍聴を認めたいと思います。

では、傍聴者の方を入場させてください。

(傍聴者入室)

○田中会長 よろしいですか。

それでは、まず初めに委員の皆様へのお願いとなりますが、本審議会は都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査、審議することを目的として設置されたものであります。本日の審議に当たりまして、自然の保護と回復を図るという観点から御審議いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

では、事務局より、資料の説明と注意事項等がありましたらお願いいたします。

○関計画課長 承知いたしました。

本日の資料の説明をさせていただきます前に、本日はペーパーレス会議で進めさせていただきます。

本日の審議資料は、全てお手元のタブレット端末にて御覧いただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。なお、委員の皆様には、会議の次第と座席表につきましては、タブレット端末にもございますけれども、机上にも紙で配付をさせていただいております。

では、タブレット端末の使用方法について先に御説明をさせていただき、その後、資料の説明をさせていただきます。

タブレット端末の使用方法について御説明をいたします。

基本的に委員の皆様は、事務局のタブレットと同期してございます。このため、特に操作の必要はございません。そのまま画面を御覧いただければと存じます。

資料の次のページを御覧いただきます場合には、画面を指で左にスライドさせていただければ、次のページが表示されます。逆に、前のページに戻りたい場合は、画面を右にスライドしてください。なお、委員の皆様が画面の操作中に事務局が画面の操作をいたしますと、皆様の画面も事務局と同じ画面になりますので、その点につきましては御了承ください。

事務局の操作にかかわらず違う画面を御覧になりたい場合は、画面左下に「同期」と小さく書かれてございますが、そちらを触れていただいて「非同期」、同期しない状態に変更していただければと思います。また、同期の状態に戻ります場合はやはり画面左下の「非同期」に触れていただければ、事務局と同期されることとなります。同期されている場合は、画面の上の部分に赤色の帯が出ておりますので、通常はこの赤色の帯が出ている状態にしていただきますようお願いいたします。

また、画面を拡大なさいたい場合は、指を画面に当てていただいて親指と人差し指などで開いたり閉じたりしていただきますと、拡大縮小ができる形となっております。

なお、1点だけ注意事項なのですが、画面の右上にログアウトというところがございます

が、そちらをタップしてしまいますと再立ち上げに時間がかかりますので、そちらには触れないようにお願いをいたします。

説明は以上となります。途中で御不明な点などございましたら、委員の皆様の後ろに事務局の職員が控えておりますので、お声がけをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の構成について説明をさせていただきます。お手元のタブレットは同期の状態になっておりますでしょうか。

本日の議事につきましては、会議次第にございますように審議事項5件、報告事項1件でございます。

タブレット端末の中に電子データが格納されておりますが、議題ごとに1つのファイルとなっております。現在は、会議次第、座席表と委員名簿のみ表示可能な状態となっております。議題に入りましたら、その議題の資料、資料1であれば資料1を御覧いただけるようになります。その間は非同期にさせていただいても、ほかの議題の資料は御覧いただけません。資料1の説明をしているときには、資料2や資料3は御覧いただけない状態となっておりますので、御了承ください。

では、資料でございますけれども、諮問第457号、「八丈島八丈町中之郷の温泉掘削について」から、諮問第460号「江東区有明の温泉動力の装置について」の資料は資料1でございまして、それぞれの申請の概要が枝番の1から4に分かれ、資料1-1から資料1-4となっております。

そして、諮問第457号から諮問第460号までの4件に関しまして、「許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について」は資料1-5となっております。

また、これらに係る参考資料が4つございまして、参考資料1-1「温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について」から、参考資料1-4「地熱発電所の概要について」となっております。

諮問第462号「連光寺・若葉台里山保全地域の区域の拡張及び保全計画の変更について」につきましては、資料2となります。資料2-1が「概要」、資料2-2が「連光寺・若葉台里山保全地域の指定について（区域の拡張）指定書（案）保全計画書（案）」となっております。これらの参考資料といたしまして、参考資料2「保全地域制度の概要」がございします。

最後に、諮問第455号「東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の改正につい

て」としまして、資料３となります。資料３－１は諮問第455号「『東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則』の改正について（中間のまとめ案）」の概要。資料３－２は中間のまとめ案の本文となります。そして、参考資料としまして、参考資料３「東京における自然の保護と回復に関する条例 開発許可の手引（抜粋）」がございます。

また、審議事項につきましては、事務局から事案の概要につきまして御説明をさせていただいた後、関係部会長より審議内容の報告をお願いしたいと存じます。その後、委員の皆様にご審議をいただきたいと存じます。

なお、審議に当たりまして、御発言をされる場合は挙手をしていただきまして、会長から指名がございましたらマイクを事務局がお持ちいたしますので、マイクを使用して御発言をいただきますようお願いいたします。

長くなりましたが、事務局から資料の説明等は以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

まず、諮問第457号、第458号、第459号及び第460号の温泉部会の案件について審議を行います。

事務局からの説明の後、部会にて審議していただいた内容を温泉部会長である益子委員から御報告をお願いしたいと思います。

それではまず、事務局より御説明をお願いいたします。

○清野水環境課長 自然環境部水環境課長の清野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、御説明をさせていただきます。

今回の諮問案件は温泉掘削が３件、温泉動力の装置が１件の合計４件でございます。御説明の流れとしましては、まず、事務局よりお手元の資料１－１から資料１－４の申請概要を４件、一括して御説明させていただきます。

その後、益子温泉部会長より資料１－５「許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について」、４件、一括して御説明いただきます。

諮問第457号、458号、459号、八丈町中之郷、NOE-3、NOE-4、NOE-5の温泉掘削についての申請概要資料の説明に入ります前に、最初に八丈町の地熱発電利用事業や地熱発電の仕組みを簡単に御説明させていただきます。

まず、八丈町の地熱発電利用事業について、御説明させていただきます。参考資料１－４

を御覧ください。

オリックス株式会社が地熱発電所を建設することになった経緯でございますが、八丈島においては平成11年から東京電力パワーグリッド株式会社が地熱発電事業を行っており、島の最大電力需要の約30%を賄う発電能力を有しております。この東京電力パワーグリッド株式会社の地熱発電施設が更新時期を迎えました。

一方、八丈町ではまちづくりの指針となる八丈町基本構想の中で「クリーンアイランドを目指す町」を掲げ、再生可能エネルギーの活用に取り組んでいます。

平成26年には、「八丈町地域再生可能エネルギー基本条例」や、「八丈町再生可能エネルギー事業に関するガイドライン」を定め、町、町民及び事業者それぞれが役割を担い、地域再生可能エネルギーを生かしたまちづくりを進めています。

その取組の一環として地熱の利活用を拡大するため、検討の結果、八丈島地熱発電利用事業を町の施策として取り組むこととし、東京電力パワーグリッド株式会社の地熱発電所の敷地に新たな地熱発電事業をプロポーザル方式により公募いたしました。

公募の条件には、東電による地熱発電時に問題となっていた臭気対策として、排出地点における硫化水素濃度を最大でも0.6ppm以下とすることを求めました。そして、八丈町と協力しながら島内の地熱を活用する事業を実施する事業者として、オリックス株式会社を選定しました。

八丈町とオリックス株式会社は平成29年3月9日に、八丈島地熱発電利用事業に関する協定を締結し、事業を進めています。

これまで、町、オリックス株式会社、各地域の住民の代表で構成される事業連絡会を平成29年6月から7回開催、あわせて、住民説明会を4回開催し、住民の方々と意見交換するなど、理解を得ながら事業を進めてきています。

次に、一般的な地熱発電の仕組みについて御説明させていただきます。参考資料1－4の最後のページを御覧ください。

地熱発電では、地下の熱エネルギーを利用して発電を行います。地上で降った雨は地下深部に浸透し、マグマ等によって200度以上にまで加熱され、地下深いところに地熱水の貯留層を形成します。地表からこの地熱貯留層まで井戸を掘ると、蒸気混じりの熱水が噴出します。この井戸を生産井といいます。

本申請は、この生産井の掘削に関するものです。生産井から地上に取り出した蒸気や熱水のうち、発電に用いる蒸気を熱水と分離して、蒸気のみタービンに送り発電します。

なお、発電に使われた後の蒸気は冷却され水になりますが、この水を地下に戻すための井戸が還元井です。

還元井は温泉を湧出させる目的ではないため、温泉法による許可を要しない掘削となっています。そのため、本審議の対象ではありません。

還元井は、地下の地熱貯留層の量的収支、バランスを得るための重要な設備となっています。

それでは、諮問第457号、458号、459号、八丈町中之郷、NOE-3、NOE-4、NOE-5の温泉掘削についての申請概要の説明に入らせていただきます。

これらの3件につきましては、今後の還元井の掘削状況により、NOE-3とNOE-4の2つの井戸の掘削、またはNOE-4とNOE-5の2つの井戸の掘削のどちらかのケースが行われる予定です。

諮問第457号「八丈町中之郷（NOE-3）の温泉掘削について」御説明いたします。資料1-1、1ページを御覧ください。

申請者は、オリックス株式会社。目的は、地熱発電用に産業利用すること。申請地は、八丈島八丈町中之郷地内でございます。

工事の内容は、湧出路の口径が320.4ミリメートルから215.9ミリメートル、深さ1,177メートルです。また、傾斜掘削であり、掘削する長さは1,200メートルとなります。施工方法は、ロータリー式掘削です。

温泉の利用計画ですが、出力4,444キロワットを予定する地熱発電施設における発電に用いる予定です。水蒸気が噴出されると想定されており、産出量は1時間当たり32.6トン进行予定しております。なお、この数値は、この後御説明する諮問第458号のNOE-4の生産井と合算した値です。

申請地周辺の状況でございますが、土地は東京電力パワーグリッド株式会社の所有の土地ですが、申請者は使用の承諾を得ております。傾斜掘りであるため、敷地外の掘削予定地につきましても、直上の土地所有者の承諾を得ております。

周辺概況といたしましては、平成31年度に発電を終了した東京電力パワーグリッド株式会社による地熱発電所の跡地です。

また、掘削開始地点は諮問第459号NOE-5と同一であり、諮問第458号NOE-4の申請地点から約10メートル離れた地点です。

周辺1キロメートル以内の状況については、2ページの図2を御覧ください。

本申請地点を星、既存源泉を赤の四角、湧水を青の丸、半径1キロメートルの範囲を赤の

円で示しております。

既存源泉が同敷地内にありますが、こちらは東京電力パワーグリッド株式会社が地熱発電用に用いていた生産井であり、東京電力パワーグリッド株式会社から本掘削について合意を得ております。また、既存源泉は埋め戻し作業が完了し、今後、廃止届が提出されます。

水道水源井戸等、特別に配慮を要する井戸はございません。

半径1キロメートルの範囲内に湧水もございません。

本申請の許可に影響する他法令として、自然公園法がございます。

申請地は、富士箱根伊豆国立公園内であり、土石の採取等には環境大臣の許可が必要となりますが、申請者は既に許可を得ています。

本申請の概要は以上でございます。

次の案件に移ります。

続きまして、資料1－2、3ページを御覧ください。

諮問第458号「八丈町中之郷（NOE-4）の温泉掘削について」、御説明いたします。

本掘削は、先ほど御説明した諮問第457号と同じ敷地内における掘削の申請で、申請者や目的等は先ほどと同様です。

工事内容は、湧出路の口径が320.4ミリメートルから215.9ミリメートル、深さ1,012メートルです。また、傾斜掘削であり、掘削する長さは1,050メートルとなります。施工方法は、ロータリー式掘削です。

温泉の利用計画ですが、出力4,444キロワットを予定する地熱発電施設における発電に用いる予定です。水蒸気が噴出されると想定しており、産出量は1時間当たり32.6トン进行予定しております。また、この数値は先ほど御説明しました諮問第457号のNOE-3の生産井と合算した値です。

申請地の周辺の状況でございますが、先ほど御説明した諮問第457号のNOE-3から10メートル程度離れた地点での掘削申請であり、周辺の状況は同様です。

本申請の概要は以上でございます。

次の案件に移ります。

続きまして、資料1－3、5ページを御覧ください。

諮問第459号「八丈町中之郷（NOE-5）の温泉掘削について」、御説明いたします。

本掘削は、先ほど御説明した諮問第457号と同じ敷地内における掘削の申請で、申請者や目的等は先ほどと同様です。

工事内容は、湧出路の口径が320.4ミリメートルから215.9ミリメートル、深さ1,348メートルです。また、傾斜掘削であり、掘削する長さは1,500メートルとなります。施工方法はロータリー式掘削です。

温泉の利用計画ですが、出力4,444キロワットを予定する地熱発電施設における発電に用いる予定です。

水蒸気が噴出されると想定されており、産出量は1時間当たり32.6トン进行予定しております。なお、この数値は先ほど御説明しました諮問第458号のNOE-4の生産井と合算した値です。

申請地の周辺の状況でございますが、先ほど御説明した諮問第457号のNOE-3と同じ地点での掘削申請であり、周辺の状況は同様です。

本申請の概要は以上でございます。

次の案件に移ります。

諮問第460号「江東区有明の温泉動力の装置について」、御説明いたします。

資料の7ページを御覧ください。

申請者は、住友不動産株式会社。目的は、温浴施設内に供給すること。申請地は、江東区有明2丁目地内でございます。

当温泉の掘削につきましては、平成30年1月4日付で許可され、工事は令和元年12月26日に完了しております。

温泉井戸の概要としましては、深さ1,500メートル、温泉は28.6度、泉質名は、含よう素－ナトリウム－塩化物強塩温泉です。

申請する動力は、出力5.5キロワット、吐出口断面積4.9平方センチメートル、吐出量は毎分120リットルです。

揚湯量は、日量50立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者の所有。周辺の概況としては、新交通システムゆりかもめ有明駅付近であり、近隣にマンションや有明コロシアム等が立地しています。

周辺1キロメートル以内の状況については、8ページの図2を御覧ください。

申請地点を星、半径1キロメートルの範囲を赤の円、水道水源井戸を四角、湧水を丸で示しています。半径1キロメートルの範囲において、既存源泉はございません。水道水源井戸等、特別に配慮を要する井戸もございません。湧水もございません。

本申請の概要は以上でございます。

以上、今回御審議いただきたく、4件の諮問案件についてまとめて御説明させていただきました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○田中会長 ありがとうございました。

それでは、次に審議結果につきまして、温泉部会長の益子委員から御報告をお願いいたします。

○益子委員 温泉部会長の益子でございます。

これから御説明いたします諮問第457号から460号の4件につきましては、令和2年8月4日の第3回温泉部会において審議を行いました。

私からは、資料1－5の許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について御説明をいたします。

先に、許可基準について御説明をいたします。

温泉法では許可の基準として、温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼさないこと、公益を害するおそれがないこと等を規定しております。東京都では、この2つの許可基準について審査基準を2つ設けております。

1つ目の審査基準について、参考資料1－1、11ページを御覧ください。

当基準は、島嶼部と山間部を除く地域において、掘削深度に応じた制限距離以上を既存源泉から取ることとしております。

2つ目の審査基準について、参考資料1－2、12ページを御覧ください。

当基準は、島嶼部と山間部を除く地域において、吐出口断面積及び1日の揚湯量の上限を定めております。

23区の低地部においては、吐出口断面積を6平方センチメートル以下及び1日の揚湯量を50立方メートル以下としており、その他の地域においては吐出口断面積を21平方センチメートル以下及び1日の揚湯量を150立方メートル以下としております。

また、審査基準とは別に、指導基準を設けております。

参考資料1－3、13ページを御覧ください。

これは「温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて」、当審議会の温泉部会で取り決めたものです。

申請地の周囲1,000メートル以内に水道水源井戸や、区市町村が配慮を要するとしている湧水があるかどうかを調査し、温泉掘削や揚湯による影響のおそれがあるかを検討するという

内容であります。

それでは、資料 1－5、9 ページ及び10ページの上段を御覧ください。

【諮問第457号 八丈町中之郷（NOE-3）の温泉掘削について】、【諮問第458号 八丈町中之郷（NOE-4）の温泉掘削について】、及び【諮問第459号 八丈町中之郷（NOE-5）の温泉掘削について】の件につきましては、同一敷地での同一目的のための掘削であって、温泉部会におきましても3件をまとめて審議を行いましたので、温泉掘削許可基準の適合状況などをまとめて御説明いたします。

まず、温泉掘削許可基準の適合状況について御説明いたします。

「（１）温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について」ですが、当該申請は指定地域外であるため制限距離等の基準は適用されません。

次に、「（２）温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて」は、当該申請地の周囲1,000メートル以内には配慮を要する井戸や湧水は存在しておりません。

最後に、「（３）温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うこと」ですが、温泉掘削においては、温泉法施行規則で定められている可燃性天然ガスの対策に関する基準を遵守する必要があります。

当該申請では、敷地境界から掘削地点までの3メートルの距離の確保、可燃性天然ガスの測定など、温泉法等に基づき適切に措置を講じる計画であり、基準に適合していることを確認いたしました。

次に、「２ 温泉部会における審議内容」につきましては、地熱発電を専門とする委員にも参加いただき、計画している地熱発電事業について審議を行いました。

本件は、東京電力パワーグリッド株式会社が近年まで同程度の規模で地熱発電を行っていた場所です。既に実績があることから、本掘削申請に問題はないと考えられます。

その上で、住民に対して適切にモニタリングデータを公表すること。モニタリングは長期的に行っていくこと、硫化水素についても行うことが望ましいといった意見があり、事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では【諮問第457号 八丈町中之郷（NOE-3）の温泉掘削について】、【諮問第458号 八丈町中之郷（NOE-4）の温泉掘削について】、及び【諮問第459号 八丈町中之郷（NOE-5）の温泉掘削について】の3件につきまして、許可相当と判断いたしました。

最後に、資料 1－5、10ページ下段を御覧ください。

【諮問第460号 江東区有明の温泉動力の装置について】、温泉動力の装置許可基準の適合状況などを御説明いたします。

まず、「1 許可基準の適合状況」につきまして、御説明いたします。

「(1) 温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について」ですが、当該温泉の深度は1,500メートルのため、制限距離は1,000メートルになります。周囲1,000メートル以内に既存温泉は存在せず、基準に適合していることを確認いたしました。

「(2) 温泉動力の装置の許可に係る審査基準」についてですが、動力の吐出口断面積、揚湯量ともに基準に適合していることを確認いたしました。

「(3) 温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて」は、当該申請地の周囲1,000メートル以内には配慮を要する井戸や湧水は存在しておりません。

以上から、本申請の内容は基準に適合していることを確認いたしました。

次に、「2 温泉部会における審議内容」につきましては、電気伝導度等を含む温泉井戸のモニタリングを適切に実施することなどの意見があり、これについては事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では江東区有明における温泉動力の装置について、許可相当と判断いたしました。

以上で、私からの報告とさせていただきます。

○田中会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明、温泉部会長からの部会報告を踏まえ、諮問第457号から諮問第460号までの案件につきまして、審議をお願いいたします。

発言のある方は、挙手をお願いします。それから、挙手されて私からお名前を呼ばなければいけないと思うのですがけれども、ちょっと横並びで見えないとか、遠くで見えない方もいらっしゃると思いますので、お名前を呼ばずに御発言を許可する場合がありますと思いますが、御容赦ください。

それでは、発言のある方、挙手をお願いいたします。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 鈴木でございます。

諮問457号、458号、459号についてなのですが、私は経済産業省の発電所の環境アセスメントの顧問を務めておりまして、地熱発電も担当しておるのですが、この案件は環境アセスメントを行う要件には当たらないということよろしいですか。

○田中会長 事務局、お答えいただけますか。

○清野水環境課長 そちらには当たらないということになります。

○田中会長 よろしいでしょうか。

○鈴木委員 はい。

○田中会長 ほかにございませんでしょうか。

葉山委員、どうぞ。

○葉山委員 ちょっと教えていただきたいのですが、適切にモニタリングをすることという意見が出ておりますが、この場合のモニタリングというのは何を指しているのかを教えてくださいたいのです。水蒸気のガスの中身をモニタリングするのか、還元井に戻す水をモニタリングするのか。

前、自然公園内での地熱発電についてのいろいろな議論があったときに、やはり還元井が元の層よりも浅い層に戻すので、その水質や溶けている金属などについてはちゃんと調べたほうがいいというような意見があったと思うのですが、モニタリングの御指導の中身を教えてくださいたいと思います。

○田中会長 事務局、お答えできますか。

お願いします。

○清野水環境課長 こちらは、事業計画策定ガイドラインという国のガイドラインがございまして、その中で周辺の源泉のモニタリングについて行うように記載がございます。

例えば、この八丈町の地熱発電の規模、1,000キロワット以上ですと、蒸気井、還元井から半径3キロメートル以内の至近の源泉3か所以上について湧出量、泉温、水位、熱水の化学性状を四半期ごとに1回以上測定することとされております。

本件では、これに規定された以上での観測を行っているという状況でございます。

○田中会長 よろしいですか。

○葉山委員 はい。

○田中会長 ほかにございますか。

佐野委員、どうぞ。

○佐野委員 八丈町の温泉掘削についてなのですが、たしか2年くらい前にこの発電所を視察させていただいたのですが、この中の周辺概況の中に平成31年に発電を終了した東京電力パワーグリッド株式会社と記載があるのですが、この辺の発電のこれまでの経緯というか、終了したということと今後どうなるのか。ちょっと掘削自体には関係ないのですが、

教えていただければと思います。

○田中会長 事務局、お願いいたします。

○清野水環境課長 東京電力パワーグリッド株式会社が設置、運営する地熱発電所は平成11年に運転を開始いたしました。

その後、平成25年に、その地熱発電所も老朽化をしてきたということで、都と八丈町でその次の事業のスキームを検討開始したということがございます。

平成26年に、「八丈町地域再生可能エネルギー基本条例」が施行、それから、平成28年6月に八丈町が地熱発電の事業の公募を開始いたしました。平成29年1月に八丈町が地熱発電事業者としてオリックス株式会社を選定し、平成29年3月に八丈町とオリックス株式会社で地熱発電事業に関する協定を締結いたしました。

東京電力パワーグリッド株式会社の井戸は3本あったのですが、もう既に現在埋め戻しがされているという状況になっております。

○田中会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

では、私のほうから確認事項です。1つは東京都の許可基準は御説明いただきましたけれども、他法令との関係で、自然公園法があると思うのですが、ここは富士箱根伊豆国立公園の第三種特別地域に該当しております。

そうしますと、これは環境省が平成27年、2015年ですけれども、10月に「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」というものを発出いたしまして、そこに記載されている事項について環境省の許可を得る必要があるということになっていると思うのですが、それは事業者のほうで既に手続が終わって承認されているということですのでよろしいでしょうか。

○清野水環境課長 はい。

土石の採取等には環境大臣の許可が必要になるということでございますが、申請者は既に許可を得ているということでございます。

○田中会長 ありがとうございました。

それからもう一つは、先ほど事務局からも簡単に御報告がありましたけれども、この案件の参考資料に八丈町の地域再生可能エネルギー基本条例と、その運用を規定したガイドラインが添付されております。

このガイドラインと条例によりますと、この事業を推進するためには事業計画内容及びガ

イドラインに規定する事項について事業者は八丈町と協定を結ぶものとされているということで、これに関しましては先ほど事業者と町の間で協定が行われたという御説明がありましたので、それでよろしいわけですね。

○清野水環境課長 はい。それで間違いございません。

○田中会長 ありがとうございます。

補足説明ということにもなると思うのですが、この八丈町の地熱発電の熱源井の掘削は、条例とガイドラインと協定というのが3点セットになっているのです。これによって、関係する当事者間、町民も含めて合意形成が図られる体制が構築されている。

これは、先ほど言ったモニタリングに関する情報の提供とか透明性、公益性がそれによって担保されているというのが特徴でありまして、別の専門用語で言いますと再生可能エネルギー利用のガバナンスが機能している事例ということで、最近においても八丈島の例は環境保全に関するテキストにも紹介されているという事情がある事例でございます。

以上、補足説明ということでした。

ほかにございますか。里吉委員。

○里吉委員 八丈島についてはいろいろ質疑がありましたので割愛させていただきます。

有明のほうなのですが、かねてより私どもの会派では、温泉というのは貴重な資源ということで、この間、温泉部会の先生の皆さんが基準に基づいて審議をされて、今回も許可相当ということで審議会に御報告いただいていると思うのですが、特に厳しい基準ではあるのですが、今回のこの場所が江東区ということと、それから、こういうやり方で1キロメートル以内になればいいということで許可することで、東京都内1,500メートル以上掘るとどこでも温泉が出るみたいなことを言われておりますけれども、今、スーパー銭湯なども大変はやっているという中で、こういった民間の営利目的のところが温泉をどんどん掘ってしまうということにつながらないのかという疑問を、ずっとこの会議で我が会派からはお話をさせていただいているのです。東京都としては今、基準があるということで、それに沿って許可を出すということで伺っているのですが、そういった今後のことについて、この基準でいいのかどうか、この基準について検討するということはあるのかないのか、少しその点をお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○田中会長 これは、部会長さんのほうでお答えできますか。

○益子委員 私の回答と言っていいのかわかりませんが、今の委員の御発言で

すと、要は民間の温泉掘削は基本的には反対というふうに捉えてよろしいのでしょうか。基本的には、区市町村等の掘削に限り許可妥当とお考えなのでしょうか。

○里吉委員 限りがあるものなので、なるだけ公共のものについては認めていったとしても、民間も全部認めていくとなるとどうなのかということで、今、私どもの会派でもいろいろ議論をしているところなのですけれども、今回のこの江東区に関しては既に掘削のときの態度として、私どもは反対をしております。

ですから、今回も賛成しかねるのですけれども、今後こういったものがどんどん続いていくときに、民間であろうと公共であろうとどうなのかというのは一つあると思うのですが、公共の資源なので、少なくとも民間の営利目的のものについては、ある程度考える必要があるのではないかというのが私どもの考え方なのですが、そこについて御議論された経緯があるかどうかということです。

話が長くなってすみません。

○益子委員 最初に、冒頭申し上げましたとおり、まず温泉法には温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼさないこと、公益を害するおそれがないこと、そういったことを規定しておりますので、それに抵触しない限りは基本的には許可妥当ということではなされておりますので、それに抵触しない限りは基本的には許可の方向という形になろうかと思えます。

ただもちろん、相当密な形で申請がなされた場合にはまた別問題になりますので、そこは東京都のほうで決めております許可基準がございますので、それに照らして随時検討していくという形になろうかと思っています。

○田中会長 基本的には、都の許可基準に適合している場合には許可していくということではよろしいでしょうか。

里吉委員のただいまの御発言は、反対意見に入るのでしょうか。

○里吉委員 はい。

○田中会長 分かりました。

ほかに、質問等ございますでしょうか。

下村委員、どうぞ。

○下村委員 また八丈島に戻ってしまうのですが、大きな質問は1つなのですけれども、関連して仕組みがちょっとよく分からないというのがあるのでそこも含めてなのですが、例えばNOE-4というところに、産出量がNOE-3とかNOE-5と合算という書き方がしてあるのです。それは、何か途中で井戸がつながっているのかどうか、その辺りがよく分からない。

あわせて、結局いろいろな取り方をされるのだと思うのですけれども、地熱の場合は東京電力パワーグリッド株式会社が埋め戻されたように、ある程度生産性が悪くなってきてしまうと、後始末をしていってまた新しく掘らなければいけないのだと思うのですけれども、そういうときに、例えばモニタリングの結果である程度減ってきたときにどう処理をしなければいけないとか、許可基準の中に何かそういったものを付け加えなくていいのかということとです。

質問は、許可基準の中に、ある程度、減水してきてしまったときに元に戻さなければいけないなどという辺りを加えなければいけないのかということが大きな質問なのですけれども、その前に結局、今、井戸がどんどん増えていく可能性がありますから、合算して産出量などを出されているのですけれども、その辺りの仕組みも併せてお伺いできればと思います。

○清野水環境課長 まず、1問目でございますけれども、それぞれの井戸は基本的にはつながっておりません。それぞれ掘っていくということになります。

2問目でございます。減水してきたときの対応ということですが、近くの源泉などもモニタリングをしている中で、状況が変わってきたということがあった場合には、必要な措置を講じることをしていただくこととなりますので、しっかりモニタリングをしていく中で、その井戸、もしくは周りの源泉に異常がないということを確認しながら進めていくこととなります。

○下村委員 もちろんその辺りは分かるのですけれども、1つ目の質問は、ここの書き方が別々の井戸にも関わらず合算量と。合算量の書き方もNOE-3、NOE-4、NOE-5でみんな違うので、どんな仕組みになっているのかなということです。

2つ目の質問は、要するに許可基準の書き方として、通常のいわゆる温泉とは違いますね。地熱の場合はどんどん井戸を埋めたり掘ったりというのを減衰に合わせてしていくので、そういうことに応じた許可基準のところに何かいろいろ書く必要がないのかということです。

○清野水環境課長 まず、合算するということですが、今回町のほうでこの地熱発電を進めていくに当たって、前回の東京電力パワーグリッド株式会社と同じ規模の発電をしてくださいということで公募をしております。東京電力パワーグリッド株式会社も2本の井戸から熱を取って発電していたと。

今回、それと同じ規模の発電をするにはやはり2本の生産井が必要ということで、その2本の合算で東京電力パワーグリッド株式会社のときと同じ規模の発電を行うということになっております。

それから、これからどんどん井戸が増えていくというところの中ですけれども、例えば井戸の性能が下がったということがあった場合には、また新しい井戸を掘らなければなりませんけれども、そのときにはまた新しい許可を申請していただくということになりますので、その都度、また新しい井戸を掘るたびにこのようなチェックをしていくということになっております。

○益子委員 ちょっと補足ですけれども、基本的には掘り替えの前に井戸のしゅんせつ等は管理行為ということなので、申請に関わることなくおやりいただくという形になろうかと思っています。

それでもなおかつ、当初の湧出量といいましょうか、能力に回復できない場合には、新たな掘削、これは再申請していただくという形になります。

もし、新たな掘削をして、古い井戸を廃止するという形になりますと、これはたしか地熱井の埋め戻しの方法を指示したガイドラインがあると思いますので、それに基づいて埋め戻しをしていただくという形になります。

現実に今、東京電力パワーグリッド株式会社の生産井も今年になって埋め戻しが完了したという状況でござまして、結構しっかりと埋め戻しはされておるようでございます。

あと、合算につきましても、基本的には発電容量を考えたときにどのぐらいの量が必要か、それが1本で足りるのか足りないのか、それがまだまだ分からない状況の中でこういう書き方をしているということだろうと思います。

○田中会長 よろしいですね。

○下村委員 はい。

○田中会長 それでは、大分御意見をいただきましたが、まだございますか。

古城委員。

○古城委員 すみません。議論が続いているところ、1点だけ私のほうから確認をさせていただければと思います。

部会のほうで許可相当ということで御報告がありました460号の点の審議内容の意見、質疑に記載されているところについて1点お伺いしたいと思います。

「電気伝導度等を含む温泉井戸のモニタリングを適切に実施すること」という点なのですが、「電気伝導度等を」ということで代表的にこの点が記載をされていますが、温泉の温度であるとか湧出する温泉の流量であるとか水位であるとか、当然こういったモニタリングをしておられる中で、特出しで電気伝導度ということの記載があるわけですが、例えば

溶存の成分量の変化をしっかりと見ていかなければいけないという御指摘なのか、この点をもし御説明いただけるようであればと思ひまして質問をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○田中会長 部会長、益子委員。

○益子委員 基本的には、温泉の温度と水位と量、これは必ずやっていただくということです。

それから、電気伝導度等につきましても、基本的にはおやりいただかないといけないなということで、これは温泉の水中の電気の通りやすさ、要は成分濃度の多い少ないを判断する1つの指標なのですが、これが成分の分析だと非常に大変な経費も労力もかかりますけれども、電気伝導率は自動計測できますので、これをもって変えていただくということで、あえて電気伝導率を特出ししたというのは、そういう温度、水位、量は当然として、なおかつプラスアルファとしてやっていただくということで特出しをしたとお考えいただいてよろしいかなと思います。

あと、ほかの案件などでも例えばある特定の成分でもって温泉に適合するというケースもあります。そういったことに関しましては、適合する成分について定期的に分析をしていただくというようなことも部会のほうで意見具申をしているところでございますので、そんな状況でございます。

○田中会長 よろしいでしょうか。

○古城委員 ありがとうございます。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、大分活発な御審議をいただきまして、ありがとうございました。

温泉部会から提出されました案件につきまして決を採りたいと思うのですが、諮問第460号に関しましては反対の御意見がございました。それから、八丈島の457号から459号につきましては特段の反対意見がございませんでした。

ですから、これから個別の採決をしてまいりたいと思います。

まず初めに、諮問第457号から459号の「八丈島八丈町中之郷の温泉掘削について」に関しましては、本審議会として許可相当であるということで答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○田中会長 ありがとうございました。

続きまして、諮問第460号の「江東区有明の温泉総力の装置について」につきましては、反対意見がありましたので個別の採決をしたいと思います。

なお、この採決に当たりましては、臨時委員の方につきましては議事に関係のある温泉部会の布山委員と石田委員のみ採決に加わることになりますので、御了承いただきたいと思います。

諮問第460号の江東区有明の温泉動力の装置について、採決を行います。反対の方は挙手をお願いします。

(反対者挙手)

○田中会長 反対少数と認めます。

よって、本審議会として諮問第460号も含めまして、八丈島の件と併せまして許可相当であるということで答申いたします。

今後の手続等につきましては、事務局でよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

続きまして、計画部会の案件「諮問第462号連光寺・若葉台里山保全地域の区域の拡張及び保全計画の変更について」、審議を行います。

事務局からの説明の後、審議していただいた内容を計画部会長である鈴木委員から御報告をお願いしたいと思います。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○松岡緑環境課長 緑環境課長の松岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、本題に入ります前に、保全地域制度の概要につきまして簡単に御説明申し上げます。

お手元のタブレットにあります参考資料2の1のところを御覧ください。保全地域とは、「東京における自然の保護と回復に関する条例」、通称自然保護条例に基づきまして、良好な自然地等を都が指定する制度でございます。

保全地域は5種類ありまして、今回御審議いただくのは里山保全地域ということです。現在、都では50か所、約758ヘクタールの保全地域が指定されてございます。

連光寺・若葉台里山保全地域は、その50番目に指定された最新の保全地域ということになってございます。

指定に当たりましては、地元の自治体あるいは地権者との調整、それから自然環境調査の

実施といったものを経まして、指定書と保全計画書の原案を作成するという事で、これを自然環境保全審議会に諮問して答申をいただくことになります。

本件では、本年2月26日に諮問してございまして、本日はこの答申をいただくための審議ということでございます。

答申をいただいた後、指定書（案）と保全計画書（案）の公告・縦覧を行いまして、その後、告示となり指定が有効となるということでございます。

それから、保全地域に指定されますと、2にありますとおり建築物や工作物の新築等、あるいは土地の形質変更といった行為が制限を受けることになります。

また、3にありますとおり土地の利用制限の代償といたしまして、所有者から土地の買入れの申出があった場合におきましては、都による買入れが義務づけられているということでございます。

続きまして、4番を御覧ください。

保全地域内には、特定の野生動植物の保護のために保全計画に基づきまして野生動植物保護地区を指定できるということでございます。

その野生動植物保護地区では保護の対象となります野生動植物の捕獲や殺傷、採取、損傷が禁止されまして、違反者には罰則が科されるということでございます。

連光寺・若葉台里山保全地域におきましては、両生類全般あるいはホトケドジョウ、ヘイケボタルやキバサナギガイといった動物が保護の対象となっているということでございます。

それでは、資料に基づきまして連光寺・若葉台里山保全地域の区域の拡張及び保全計画の変更について御説明いたします。

今回御審議いただくのは、保全地域の区域の拡張の可否、それと保全計画の変更案の内容ということでございます。

まず、資料の1番を御覧ください。連光寺・若葉台里山保全地域の概要でございしますが、この保全地域は平成26年11月に指定してございます。既に指定している面積は多摩市、稲城市の区域を含みます3万2923平方メートルということでございます。

多摩丘陵の北部である多摩市の東部と稲城市との市境に位置しておりまして、多摩市の連光寺6丁目、それから稲城市若葉台4丁目にまたがる地域ということになってございます。

ページ中央の図面の赤いラインがあるかと思いますが、ここが既指定区域ということになってございます。樹林地や耕作地、あるいは湿地など多様な環境が組み合わさった里山環境でございまして、図面の水色のラインで示している、先ほど御説明しました野生動植物保護

地区に指定している谷戸の湿地帯でございますが、ここにはキバサナギガイとかミズコハクガイといった希少な貝類、あるいはヘイケボタル、ホトケドジョウといったものが生息してございまして、都内におきましても稀有な湿地環境を有しているということでございます。

それから、2番の拡張の概要について御説明いたします。

今回の区域の拡張予定地は、図面のオレンジのラインの区域でございまして、面積は1万6371平方メートルでございます。既に指定された区域と合わせますと約5万平方メートルということで、5ヘクタールとなるということでございます。

拡張の理由でございますが、この区域は図面の青いラインで示してございます湿地の集水域に含まれてございまして、野生動植物保護地区に生息したり生育したりする希少な動植物の保全に欠かすことができない水源涵養の役割を担っている。そのために保全地域として指定しまして、この自然環境を将来にわたって保全する必要があるためということでございます。

なお、今回の拡張区域におきましては、図面の青い丸で示してございますが、そこが井戸なのでございますけれども、その井戸のある部分も含まれてございまして、この井戸から暗渠管を通して湿地のほうに水が流入しているということがございますので、井戸周辺の自然地につきましても指定を行うことといたしました。

保全地域の概要及び区域の拡張については以上となります。

次に「3 審議の経過」、「4 計画部会における主な審議の内容」につきましては、鈴木計画部会長より御説明をお願いしたいと思います。

○田中会長 ありがとうございました。

では、計画部会長の鈴木委員から御報告をお願いいたします。

○鈴木委員 計画部会長の鈴木でございます。

それでは、連光寺・若葉台里山保全地域の区域の拡張及び保全計画の変更につきまして、資料2-1の3及び4に基づき、計画部会における審議経過を報告いたします。

まず、本件の審議経過でございますが、計画部会では令和2年2月28日に連光寺・若葉台里山保全地域の現地視察を実施し、令和2年8月6日に区域の拡張と保全計画の変更について審議を行いました。

まず、この指定区域はフェンスで囲まれておりまして、入り口には鍵のかかる扉がついております。現地視察では、我々は入場する際にも、外部から種を移入しないように靴を履き替えて調査しております。拡張予定区域及び既指定区域の野生動植物保護地区の現況を確認

いたしました。

拡張区域の現況は、主に休耕地となっておりましたが、地形上、拡張区域は野生動植物保護地区に指定されている湿地の集水域の4分の1に相当しまして、水源涵養機能を果たしております。湿地の保全にとって非常に重要な場所であることを確認いたしました。

野生動植物保護地区である湿地では、外来種であるキシノウブが拡大している点について説明を受け、現地も視認いたしました。

審議においては、まず事務局より拡張の必要性や保全計画の変更点について説明を受けました。保全計画の変更点として、まず拡張区域では水源涵養機能を保全するため、主に農地及び草地として保全することや、拡張区域の農地を都民ボランティアや福祉団体、近隣の住民団体等多様な主体と共同して、農作業の場として活用していく計画であるとの説明を受けました。

また、既指定区域の湿地では、外来種であるキシノウブ群落が拡大している状況を受けて、希少な貝類等の生息に配慮しながら複数年かけて除去し、低い茎の湿地草地へ移行を図っていくこと。指定時から植生が変化し、湿地の下流部に現れた荒地雑草群落は湿地化を図っていく計画であることなどについて説明を受けました。

これらの説明に対して各委員からは、区域の拡張についてこの場所が多摩市内に残された数少ない谷戸で、極めて重要な場所であり、この環境の保全のためには湿地の集水域内の開発の可能性の高い今回の拡張区域を保全地域として指定することが必要であるということで意見が一致いたしました。

また、保全計画の変更については、主に休耕地となっている拡張区域の保全の方針として、水源涵養機能の保全のため、農地及び草地として保全することについては異論がありませんでした。

湿地の管理については、現状を正確に把握した上で作業計画を作成・実行し、モニタリング及び検証を行っていくとよいという意見が出ました。

また、保全地域の指定に当たっては、地域の方々に愛着を持ってもらい価値を知ってもらうために、湿地のモニタリング結果等も分かりやすく伝えるとよいとの意見がありました。

さらに、保全地域内で、農地として保全される場所が多くなりますが、ネオニコチノイド系の農薬は水生生物に影響を与えるのではないかとという意見がありました。これに対して、事務局より、ネオニコチノイド系に限らず農薬の使用に関しては可能な限り使用回数を抑制するよう営農者に働きかけていく。また、水質のモニタリングの実施を検討するとの回答が

ありました。

以上の審議を踏まえ、計画部会としては、連光寺・若葉台里山保全地域の区域の拡張及び保全計画の変更については、出席委員7名が全員一致で妥当であるとの結論に至りました。

私からの報告は以上でございます。

よろしく御審議ください。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明、計画部会長からの部会報告を踏まえまして審議をお願いいたします。

御発言のある方は挙手をお願いいたします。

石井委員、どうぞ。

○石井委員 ありがとうございます。

区域の拡張については、これは全く異存がありません。賛成したいと思います。

意見があるのは、保全計画のほうなのです。この地域は、環境局の実施しているアライグマとハクビシンの対策事業のほうで、サワガニとかホトケドジョウの捕食がある。恐らくカエルについても捕食があると思います。希少種の貝については、小さいので多分影響がないと思うのです。

この保全計画の中に、先ほど言及がありましたけれども、外来種のキシノウズというのが出てくる。それから中に、まだ確認されていないけれどもアメリカザリガニが侵入するかどうかというのを注意しなければいけないというようなことが書いてあるのですが、計画の中に外来生物に関して特に言及しているところがないので、できれば計画の中に外来生物対策というのをピックアップして書いていただきたいのと、後ろのほうの表1とかに保全とか利活用の方針というところが出てきますけれども、ここにキシノウズの除去をする。それから、アメリカザリガニについては、もし侵入が確認された場合には、除去するとか駆除するとか書いてありますが、今、申し上げたアライグマがここにいて、実際に捕食影響というか捕食のことは観察されているのですが、それが全く言及がないので、保護すべき動物にニホンアカガエル、ヤマアカガエル、ホトケドジョウというのが出てきて、これは間違いなくアライグマの捕食影響というのを受けているか、これから問題になると思いますので、何とかその問題について、この保全計画の中に書いていただきたいと思います。

すみません。長くなりますけれども、多摩市については、アライグマ・ハクビシン対策というのが今年度から開始される予定と聞いていますが、稲城市のほうはまだ防除計画に沿っ

た対策というのは行われておりません。この保全地域が今回取り上げられたことをきっかけに、少なくともこの里山保全地域でそういう問題があることをもうちょっと明確に認識していただいて、何らか対策に結びつくようなことをこの計画の中で書いていただけるといいのではないかと考えます。

以上です。

○田中会長 幾つか御要望が出ましたが、これは事務局のほうでまずお答えしていただけますか。

○松岡緑環境課長 アライグマ対策でございますけれども、実はもうほかの保全地域におきましては、既に今年度から対策を実施してございます。

連光寺・若葉台につきましては、来年度を一応予定してございまして、そういう対策を取っていくということでございますし、先ほど保全計画書のほうに入れるようにという御指摘がありましたので、それについては対応させていただきたいと思っております。

○田中会長 石井委員、よろしいですか。ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

佐野委員。

○佐野委員 私も石井委員と同じ意見を持っていたので、ここで表明したいと思います。

都市計画審議会をしているときにこのエリアがたまたま関係がありまして、現場を見てまいりまして、この住宅が極めて迫ったところに貴重な自然が残されているということで、ただし話題に出ています但外来種のキシノウヅがかなり旺盛になっていますので、保全計画で徐々にこれを排除していくような計画になっています。周りの樹木等も茂ってくれば、いわゆる光の環境とかいろいろ変わってきますので、しっかりと保全計画を立てて、この貴重な自然を残していただきたいと思います。

それには、先ほど話がありましたアメリカザリガニとかが入り込まないように、住宅があまりにも密集しているので、周辺の皆さんの御理解がないとなかなか子供が分からずに持ち込んでしまったり、今、いろいろな爬虫類や魚類等もそうですけれども持ち込まれる危険性があるので、これはぜひ周囲の皆さんの協力を、ここにモニタリング等、あるいは地域の方々に愛着を持ってもらってという御意見が出ていますので、そういうところでしっかりとやっていただければと。

今回のこの拡張エリアは、非常に意義深い提案だと思っています。ありがとうございます。

○田中会長 ありがとうございます。

事務局、よろしいですか。

○松岡緑環境課長　ありがとうございます。

計画部会の中でも委員の先生から御指摘がありましたが、キシノウブにつきましては、外来種であるということはそのとおりなのでございますけれども、先ほど御説明した希少な貝類、キバサナギガイやミズコハクガイといったものがキシノウブの葉っぱの裏に付着しているということもございまして、そのまま刈り取ってしまうと、その貝ごと廃棄してしまうことになりますので、今年度、実は研究者の方と連携いたしまして、湿地の環境改善を図るための措置というものを予定しているところでございます。

キシノウブの除去につきましては、その委託の中で行っていくということを考えているところでございます。

以上でございます。

○田中会長　ありがとうございました。

ほかに、ございますか。

古城委員、どうぞ。

○古城委員　今回のこの変更の本論ということではないのですけれども、1点だけ確認させていただきたいと思います。

資料2-1の1ページの図面で示されている今回のオレンジ線の拡張区域の図と、資料2-2の4ページの国土地理院の地図を基にした出典の図、拡張区域がオレンジ色で囲まれた点。この2つと、それ以外の今回の3ページ以降の指定についての指定書（案）の図面の中で1点、正方形で囲われている部分があるところとないところがあると思います。

図面上だと、恐らく電線というか鉄塔の枠なのだと思うのですけれども、区域図面ではしっかり拡張する区域ということで除かれている形に表示をされておりますが、本編の一番冒頭に出てくる図面の4番のところ、それから概要としての資料2-1のところが示されていない点。

ここを念のため確認をさせていただきたいと思います。

○田中会長　事務局、分かりましたか。

○松岡緑環境課長　失礼いたしました。

資料2-1ではそこまで細かく書いてございまして、申し訳ございませんでした。

確かにおっしゃるように鉄塔がありまして、この部分につきましては除かれているということです、資料2-1につきましては修正させていただきたいと思います。

それから、保全計画書の中でも違っているところにつきましては、改めて修正した上で対応させていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○田中会長 古城委員、よろしいですか。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

山崎委員。

○山崎（晃）委員 東京農大の山崎です。

私も計画自体には、本当にいいことだと思いますので賛成ということなのですが、ちょっと疑問に思ったのが、この保全地域は平成26年ということで新しいところですね。そこで本当に時間を空けないで今、拡張ということになったと思うのですけれども、なぜ最初の時点でここが含まれていなかったのか。

御説明では、集水域がそれでも全部含まれていないというお話だったのですけれども、これからさらに拡張計画というのがあるのかどうか、その辺りをちょっとだけ確認したいと思いました。

○田中会長 事務局、お答えをお願いします。

○松岡緑環境課長 平成26年の指定当時におきましては、まだこの地域は営農されておりましたので、そのときには指定ができなかったということです。

今回、ここの部分は営農をやめるということでお伺いいたしましたので、今回諮ったということでございますし、ほかの地域につきましても今後まだ営農されているので、その営農をもしやめられるということがありましたら、その段階で対応させていただきたいと考えてございます。

○田中会長 山崎委員、よろしいですか。

○山崎（晃）委員 はい。結構です。

○田中会長 ほかに、ございますか。

益子委員、どうぞ。

○益子委員 今の議案に関係なくて、先ほどの温泉のモニタリングのことに一言付け加えさせていただきたいのです。温泉モニタリングの目的なのですけれども、先ほどの八丈町の関係でいくと、周辺への影響といったところのモニタリングももちろんありますけれども、基本的には開発された温泉を未来永劫、永続的に利用していただくためのいわゆる目標数値を得ることが大事なものでございます。

ですから、温度、量、水位については、温度の低下がないように、水位の低下がないように、また成分の希薄がないようにといったことをモニタリングしながら利用していただくということが骨子でございますので、そういった意味で、掘り過ぎももちろん懸念はされますけれども、その一つの井戸についてのくみ上げ過ぎです。温泉の採取のし過ぎがないように監視していただくということも大事な目的の1つとなっていることを申し添えておきたいと思えます。

すみませんでした。

○田中会長 最初の案件に戻ったようですけれども、よろしいでしょうか。

ほかにはございますか。

山崎委員、どうぞ、

○山崎（靖）委員 今回とはあまり関係ないかもしれませんが、31ページの3番のところに土地の買入れ制度となっているのですけれども、こちらは買入れの申出があった場合は都による買入れが義務づけられているとなっているのですが、もし買入れを東京都に受け取ってもらいたくない、自分の名義のままでいたいと思うときに、例えば固定資産税の減免とかはあるのでしょうか。

○田中会長 事務局、いかがでしょうか。

○松岡緑環境課長 各市によってそれぞれ対応が違うようでございまして、減税されていることが多いとは聞いてございます。

○田中会長 よろしいですか。

葉山委員、すみませんが手短にお願いしたいと思えます。

○葉山委員 はい。分かりました。

今度は里地的な環境を保全するということで、やはりいろいろな人が関わっていくことが大事だと思います。

計画書にもいろいろな主体と協働して行うというのが書いてあるのですけれども、逆にこういう場合は、事務局は誰が担うのか。多様な主体との関係の調整だとか、全体の保全計画を動かしていくための事務局機能というものをどこかにちゃんと明記しておいたほうがいいのかなという気がします。

民有地のほうが、もう耕作はやめられたということなので、逆に民有地にいろいろなボランティアが入ったりするというものを誰がコーディネートしていくか。そういうものもしっかりと書き込んでおいたほうがいいのではないかと思います。

○田中会長 事務局、どうですか。

○松岡緑環境課長 そのところどころの保全地域によって違うのでございますが、大体、地元の市とボランティア団体様と東京都と３者で協働しながら管理していくということになってございまして、事務局機能と言われますと特にそういうことを定めてはいないので、その時々に応じて臨機に対応していくということにしております。

○田中会長 葉山委員、よろしいですか。

○葉山委員 関わる人たちで協議会をつくるとかそういう動きというのはあるのでしょうか。

○松岡緑環境課長 すみません。現在はまだ協議会というようなところまでは行っていないので、それにつきましては今後、検討していきたいと思います。

○田中会長 ありがとうございます。

大分時間が経過いたしましたので、この辺でお諮りをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、諮問第462号「連光寺・若葉台里山保全地域の区域の拡張及び保全計画の変更について」につきましては、本審議会として計画部会長の御報告のとおり適当であると認め、知事に答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、本案件につきまして、本審議会として適当であると認め、知事に答申することにいたします。

今後の手続につきましては、事務局のほうでよろしくお願いいたします。

○松岡緑環境課長 どうもありがとうございました。

○田中会長 それでは、次の議案ですけれども、計画部会、規制部会事案、諮問第455号「『東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則』の改正について（中間のまとめ案）」がまとまったとのことですので、計画部会長の鈴木委員より御報告お願いいたします。

○鈴木委員 引き続き、計画部会長の鈴木でございます。

それでは、諮問第455号「東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則」の改正の中間のまとめ案について御報告させていただきます。

資料３－１を御覧ください。

まず、今回の改正に至った経緯と課題を説明させていただきます。

自然保護条例における開発許可制度は、一定規模以上の自然地を含む土地の形質を変更す

る開発行為に対し、知事の許可を求める制度であります。

これは、都が昭和48年に運用を開始した制度で、平成13年には土砂埋立事業等を対象に追加しています。

しかしながら、平成29年10月の台風の影響により、残土処分場で土砂崩落事故が発生いたしました。本事業地は、自然保護条例の開発許可を行った事業地ではありますが、都市計画法等の他法令がかからない案件でした。この土砂崩落事故を契機に都が課題を検討した結果、現行の自然保護条例に基づく開発許可制度は、自然の保護と回復の視点が中心となっているため、都市計画法等の開発許可の基準に比べ、土砂災害未然防止等の点で不十分であることが分かりました。

都は、こうした検討の結果、令和元年10月21日に当審議会に自然保護条例施行規則の改正について諮問いたしました。当審議会は本案件を計画部会及び規制部会に付託しました。

そして、令和元年11月と令和2年2月に計画部会と規制部会を各2回開催し審議を重ねてまいりました。これらの部会では、委員から様々な意見が出されました。

主な意見といたしましては、まず都市計画法施行令及び施行規則に記載がなく、審査基準のみに記載がある項目も、自然保護条例の施行規則の改正では記載すべきである。

あるいは、切土・盛土ののり高が規定値、この場合、切土で30メートル、盛土で18メートルですが、これを超過する場合は「専門家の意見を聴くこと」を許可基準として求めるとよいのではないか。

切土・盛土ののり面保護については、現行の手引に記載されている在来種の種子吹きつけのほかに、表土及び埋土種子を保全し、緑地を回復するということも加えたらよい。

工事中だけでなく、工事完了後も事業者切土・盛土の状況を緑地等管理状況報告書で報告させるようにできるとよい。

工事の監視については、最初と最後だけでなく随時の監視を行う必要がある。

これらの意見がありました。

これらの部会での審議内容を反映した中間のまとめ案がまとまりましたので、本日報告させていただきます。この内容については、これから事務局より説明させていただきます。

よろしくお願いします。

○田中会長 ありがとうございました。

それでは、続いて事務局からお願いいたします。

○松岡緑環境課長 先ほど、鈴木計画部会長から御報告いただきました「『東京における自

然の保護と回復に関する条例施行規則』の改正について（中間のまとめ案）」につきまして、続いて御報告させていただきます。

この中間のまとめ案につきましては、鈴木部会長の御説明にもありましたとおり、計画部会、それから規制部会において委員の先生方から様々な御意見をいただき、その御意見を反映して取りまとめてございます。

資料３－１の「３ 中間のまとめ（案）の概要」について、説明いたします。

まず、主な規則改正事項のうち、切土・盛土の安定等の基準の見直しにつきまして、主に次の３つの視点で施行規則の改正を行うべきとしてございます。

より明確で具体的な都市計画法の基準等と同様なものとなるように改正すること。

都市計画法の法令に規定がなく、審査基準にのみ記載がある項目についても必要なものは施行規則に規定すること。

切土や盛土の最下部から最上部までの高さでありますのり高が、切土30メートル、盛土18メートルという規定値を超過する場合におきましては、事業者は専門家等、都が指定する複数のものの意見を聞いた上で計画を策定することを必要とすることとしてございます。

続きまして、「緑地等管理計画書制度に新たな報告を追加」についてでございますけれども、現行では工事の完了後原則１年後に、事業者より緑地等の管理の状況方向を受けてございます。この緑地等管理状況報告書の中に、植生基盤であります切土・盛土の状況報告を追加いたしまして、事業者から緑地等の状況と併せて報告するようにすべきであるとしてございます。

次に、規則改正事項以外の事項でありますその他の事項でございますけれども、部会委員の皆様からは、諮問事項であります規則改正事項以外につきましても、これと関連のある事項について御意見をいただいております。

こうした御意見につきましては、中間のまとめの案では、その他諮問事項に係る本制度に関する意見ということでまとめてございます。

１つ目に「審査基準の改正」でございますが、自然保護条例の審査基準は都市計画法の審査基準等と同様なものとなるように、施行規則の改正に合わせて改正することが望ましいとしてございます。

のり面保護の方法といたしまして、現行の種子吹きつけに加えまして、在来種の埋土種子を含みます表土活用による緑化を追加することなどを考慮することが望ましいとしてございます。

2つ目に「許可条件の見直し」でございますが、開発許可では許可時に必要な許可条件を事業者が付すことができるとございますけれども、その許可条件の中に、事業者が工事期間中に定期的に切土や盛土の出来高や施工状況等の報告等を行うことを追加することが望ましいとしてございます。

3つ目に「監視・指導指針の策定」ですが、定期的な監視、違反者への指導・処分等を東京都が実施するために必要となります新たな監視・指導指針を策定することが望ましいとしてございます。

4つ目に「住民説明会の実施」でございますが、これは事業地周辺の住民の方々の理解を得るために、事業者による説明会の実施等を求めることを開発許可の手引等に明記することが望ましいとしてございます。

続きまして資料3-2、中間のまとめの案でございますけれども、ポイントに絞って御説明させていただきます。

まず、第1、第2でございますが、今回の改正に至った経緯と施行規則改正の必要について記載をしてございます。

続きまして、「第3 主な改正事項の内容」につきましては、1番の開発許可の基準の改正といたしまして、施行規則で定める基準を改正すべきと考えます13の項目について具体的に記載してございます。

まず「(1) 全般的事項」でございますが、今回の規則改正では都市計画法、それから森林法等を参考としたことを記載してございます。

続きまして、「(2) 造成地盤の改良」から「(11) 排水施設」でございますけれども、10項目にわたりまして安全施設についての基準を記載してございます。

特に、今回の改正の契機でございます土砂崩落の原因となりましたのり高が切土30メートル、盛土18メートルという規定値を超えるような盛土につきましては、「(7) 長大法」の項目の中で、先ほど概要で御説明した内容を記載しているということでございます。

続きまして、「(12) 申請者の資力・信用」、それから「(13) 工事施行者の能力」でございますけれども、申請者に開発を行うための資力・信用や、工事を施行する者に工事を完成するために必要な能力があるということを規定すべきであるとしてございます。

続きまして、「2 緑地等管理計画書等の改正」につきましては、先ほど概要で御説明したとおりでございます。

最後に、「第4 その他諮問事項に係る本制度に対する意見」でございますが、「1

審査基準の改正」に記載しました在来種の埋土種子を含む表土活用、あるいは新技術の導入や傾斜計、観測井による工事の監視といったものをはじめといたしまして、施行規則改正以外で部会委員の皆様からいただきました意見を記載しているということでございます。

事務局からの中間のまとめ案の御報告は以上でございます。

○田中会長 ありがとうございました。

ただいま計画部会の部会長と事務局からの御報告をいただきましたが、この案件は規制部会でも検討されていると思うのですけれども、規制部会長の下村委員、何か追加、補足説明がございましたら、簡単をお願いいたします。

○下村委員 特にございません。

地質関係の専門家がおられましたので、かなりケースがいろいろ違っている場合も多いですし、それから最近は雨の降り方も随分不安定になっているので、ぜひ専門家に相談してくれということはかなり強調されていたので、さらに付け加えるとすればそのぐらいです。

○田中会長 ありがとうございました。そのような状況だということです。

それでは、ただいまの御報告を踏まえまして、この案件について御意見等ございましたら挙手をお願いいたします。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 私のほうから確認をさせていただきます。

計画部会、規制部会の委員の先生方、お疲れさまでございます。

こちら、中間のまとめということで資料3-1に書いてありますけれども、制度の見直しの契機の土砂崩落の事故の発生ということで、これは私の地元八王子でございまして、3年前の台風で残土処分場で、ちょうど都道が南北に走っているところなのですけれども、大量の土砂が流れ出ました。未明で、本来でしたらもうあと1時間もあれば通勤の交通量がかなりある道路なのですけれども、幸い車も人も通ってなくて人的な被害はなかったと。

しかしながら、3か月以上通行止めになりまして、もともと地元からはあれは危ないのではないかという指摘がずっとあった案件であります。残土処分場そのものは、必要であることは言うまでもないのですけれども、要は今まで規制の合間を縫ってということでちゃんとしていない事業を実施した事業者が結果的にこういう形を起こした。責任も取れずに最後は東京都が代理執行ということになって、今に至っているということだと思います。

今回それぞれいろいろな課題があった中で、改正の方向性を出していただいたので、しっかり実効性があるように対応していただきたいと思いますので、この中間のまとめの案の後、

実態として今後どのように現場で実際に反映していくのか、今後のスケジュールを確認させていただきます。

○田中会長 事務局、どうぞ。

○松岡緑環境課長 この後、答申をいただいた暁には、規則の改正を行うということと、あるいは併せて先ほどの中間のまとめにもありますけれども審査基準がありまして、この2つでもって事前の審査をしっかりと行っていくということでございます。

また、あわせまして、現場における監視、指導というものも重要でございますので、そちらにつきましては監視・指導指針というものを策定しながら現場の指導を定期的に監視を行うことによって、未然にそういう災害を防いでいくということで対応していきたいと思えます。

答申までの流れでございますけれども、中間のまとめにつきましては、この後、都民の意見を聴くために30日間パブリックコメントを実施させていただきたいと思えます。

その後、都民から寄せられた意見を反映したものを答申案として再度御審議いただければと思っております。

先走ってしまってすみませんでした。

○田中会長 また、最後に今後の流れの御説明がございましたね。

伊藤委員、よろしいでしょうか。

○伊藤委員 はい。

○田中会長 ほかにございませんか。

では、私から1つ質問なのですが、盛土に関連しまして丘陵地帯等における谷埋め盛土の場合には、地震等によって地滑りや液状化現象が発生すると言われていますが、この中間まとめ案を読みますと液状化についてはあまり触れられていないようですけれども、その辺りの理由等ございましたらお聞かせいただきたいと思います。

部会長のほうから。

○鈴木委員 砂質土壌の場合はかなり、例えば海岸の埋立地とかそういうところでは結構液状化のおそれ大きいのですが、ですから地質と併せて考える必要があると思うのです。その辺の地質との関係については確認するというようなことを検討したらいいかなと思えます。

○田中会長 もう一つは、盛土の規模ですよね。

それがこの中に書いてございますけれども、谷埋めでそれだけの規模の埋立てというのが

現実にはあまりないとか、そのような理由はあるのでしょうか。

○鈴木委員　でも、谷埋めで30メートルはあり得ますね。

腹づけと谷埋めと両方あるのですけれども、その辺はケースケースで見ていくしかないかなというのは思います。

○田中会長　もうちょっと文献等を調べて、もしその辺が必要であれば付け加えていただきたいと思います。

○鈴木委員　大規模盛土に該当する部分ですね。

分かりました。

○田中会長　ほかにございますでしょうか。

里吉委員。

○里吉委員　自然保護のところでこれをつくるというお話は聞いていたのですが、どういふふうにとめられるのかと思っていましたけれども、開発許可と同じような仕組みをこの中に入れるというやり方でまとめていただいて、本当にありがとうございます。

1点、質問なのですけれども、先ほどもお話がありましたが、真面目に取り組んでいるところではなくて、なかなかそういう真面目に取り組まない業者の対応ということで本当に皆さん苦勞されていて、全国各地で盛土だとか土砂の条例をつくったほうがいいのではないかなとか、国で法律をつくったほうがいいのではないかなという議論がずっとあります。

今回は、条例の改正ではなくて規則の改正ということと、それ以外にいろいろガイドラインとかその他の規則改正以外の事項ということで、最初のほうの3ページ目に審査基準の改正とか許可基準の見直しとか、それから住民説明会とか監視・指導指針の策定などが書かれていますけれども、この実効性を高めるためにもう少し条例に追加するだとか、そういうことも検討する必要があるのではないかとちょっと思ったのですけれども、そこら辺について議論されていることがあれば教えていただきたいと思います。

○田中会長　事務局、どうぞ。

○松岡緑環境課長　我々としては、まず自然保護条例という枠の中で考えていくということで、今の開発許可を起こした案件につきましては自然保護条例の中で欠けている部分、足りなかった部分がありましたので、その部分についてはきちんと対応するというので、まず出発点としてはそういうことで考えているということでございます。

以上でございます。

○田中会長　よろしいですか。

簡単をお願いします。

○里吉委員　ありがとうございます。

　　ということは、ここでうまくいけばそれでいいと思いますし、それでなければまた違うセクションの違う考え方も必要ということで理解させていただきました。

　　ありがとうございます。

○田中会長　佐野委員、どうぞ。

○佐野委員　すみません。簡単に。

　　この条例の規則の改正については、ちょうどこの台風の土砂崩落事故が起こったときに議会では私も環境・建設委員会の委員をしておりまして、かなり大きく議論になったところでした。そのときに、やはり不十分な部分が多いのではないかということになりましたので、今回この結果として計画部会、規制部会の方々が御尽力いただいて、ここまで中間のまとめまでできましたことに対して敬意を表したいと思っています。

　　以上です。

○田中会長　ありがとうございました。

　　ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

　　それでは、ほかに御意見等がないようですので、中間のまとめとして適当であると承認いただけたものとさせていただきますが、よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○田中会長　ありがとうございました。

　　それでは、事務局から今後の流れについて御説明をお願いいたします。

○松岡緑環境課長　どうもありがとうございました。

　　先ほども御説明しましたが、今後の流れについて改めて御説明させていただきます。

　　中間のまとめにつきましては、内容が都民生活に非常に密接に関連する事項、方針等であるということから、都民の意見を聴くために30日間パブリックコメントを実施いたします。

　　寄せられた意見を反映したものを答申案として再度、御審議いただきたいと思ってございます。

　　以上でございます。

○田中会長　ありがとうございました。

　　では、以後の審議につきまして、これは計画部会だけの審議になるのでしょうか。それとも規制部会も加わるということでしょうか。

○松岡緑環境課長 今回、パブリックコメントについての対応ということでございますので、計画部会のほうにお願いできればと思っております。

○田中会長 分かりました。

再度申し上げますが、引き続き答申に向けて、計画部会で審議をお願いいたします。

以上で、本日予定されておりました全ての議事は終了いたしました。

事務局から連絡事項など何かございますでしょうか。

○関計画課長 特にございません。

長時間にわたり御審議ありがとうございました。

○田中会長 それでは、本日は大変活発な御審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして、第145回「東京都自然環境保全審議会」を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 3 時 5 3 分閉会)